

第16回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成23年 7月25日(水)

午後1時30分から

場所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 共通テーマに係る素案の検討について

3 その他

4 閉会

## 上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第16回）議事録

開催日時 平成24年7月25日（水） 午後1時30分～午後3時40分  
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室  
出席者 委員 21名  
欠席者 委員 2名（足立委員、堀内委員）  
傍聴者 0名  
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、  
松井係長、野村主事

### 開 会

#### 委員長あいさつ

議 長 前回の委員会の議事録の件であるが、2週間前に条例策定委員会が終わったところで、現在事務局のほうで作成してもらっているので、手元に議事録は配付されていないが、了承していただきたい。

資料の確認であるが、今日の次第と委員会の案内文書があるか確認してほしい。委員会の日程を確認するが、次回（第17回）は、8月6日（月）午後1時30分からで、いつもは水曜日だが6日は会議室等の都合により月曜日の開催であるので、間違いのないようにしてほしい。次々回は、8月22日（水）午後1時30分からで、場所はすべて同じく本庁舎3階の委員会室で行なう。

今回も共通テーマに係る素案の検討についてということで、始めさせていただくこととしたい。前回の内容というのが、手元の資料のとおり議会部会のほうで素案としてまとめてもらった内容を説明してもらい、皆さんから忌憚のない意見を出してもらった。今すぐにここでまとめるというようなことはできないと思うが、皆さんの意見を出し尽くしたうえで、どういう決め方をしていくかというのは、できれば次回になると思うが決めていきたい。ということで、今日は可能であれば前回発言のなかった委員の皆様にも積極的に発言してもらって、皆さんの総意という形で条文を作っていきたいと思うので、併せて協力をお願いしたいと思う。

前回は、総則、基本理念、基本原則についての素案を作ってもらった経緯を説明してもらい、皆様からいろいろな意見をもらった。前文についても、

たたき台を説明して、皆様から意見をもらった。総則、前文、基本理念、基本原則の説明をしてもらい、第一段階として皆様から意見をもらって、終了したという流れになっている。

今日は、引き続き素案の説明をしてもらいたい。素案の内容は、条例の見直し、改正と他の自治体との協力連携に関する素案の検討をこれから進めていきたいと思うので、こちらのたたき台ができた経緯を踏まえて田島部会長に説明をお願いします。

田島委員 共通テーマ（総則）の条文素案についての説明（別紙参照）

田島委員 共通テーマ（条例の見直し等）の条文素案についての説明（別紙参照）

小林委員 第1条のところで、毎年定期的に取り組み状況を評価し、その結果を公表しなければなりませんというのはいいのだが、評価を誰がするのかということについて住民が加えたという一言フレーズがあったほうがいいのではないか。要は、行政だけでやるのではなくて、住民が参画しているという表現を加えたらどうかと思う。

田島委員 今、指摘した部分であるが、私は逆に住民参画をするという目標を定めて、実際にどういう形で住民参画ができるかということを行政のなかで実現していこうとするとかなり細かい話になるのではないかと思います、大まかな部分は住民でも分かると思うが、細かい規則みたいになるとプロでないとなかなか評価しにくいと思う。ここの部分というのは、逆に町がこういうようなことで（事業を）したという、町の評価ではないかと思ってそのままに置いておいた。

小林委員 そのような考え方もあると思う。そうであれば、議会部会であまり突っ込んだ議論をしなかったのが、認識が違ったのだと感じている。評価というのは技術的な問題もあるので、行政で第一評価をしてもらったらいい。そうした結果、住民が入った委員会的なものを行政からの評価を受けて、それで妥当かどうかということ議論、検証するというような場面があってもいいのではないか。またそういうような形の評価を私自身は想定していたので、そういったイメージできるような条文を書くかどうかということがあるが、ただ、イメージが違えば、話も違ってくる。

井尻委員 私もこの条文はこのままでいいのではないかと思う。主体は町が公表しなければならないという書き方になっているのだが、公表しなければならないということさえ基本条例で決めておけば、その中身、やり方については、別途、別の条例であってもいいし、あるいは首長の判断であってもいいと思う。基本条例ということであれば、この表現でいいのではないかと思う。

遠山委員 基本原則のなかに評価の項目があると思うが、それとこれの関係というのはどんな関係であるのか。レジュメのところにある、基本原則の第3条で、「まちづくりの実施後は、その結果について評価を行い、まちづくりの改善に役立てます。」と書いてあり、ここには、この評価について毎年するか、公表するか書いてなくて、取組状況の評価のなかで、それが書いてあるということなので、この取組状況の評価のなかで、「この条例で取り組むべきと定められている事項」、これはまちづくりのなかの一つになるのかなと思う。すべての評価を公表しなければならないとなると、基本原則の第3条のほうにも公表は入れないといけないのではないか。確か町民部会から話があったと思うが、評価というのはするものとしらないものがまちづくりのなかで当然あるものであるから、基本原則のなかでの評価は入れなくてもいいのではないかという話があったと思う。その辺も踏まえて教えてもらいたい。

田島委員 基本原則のほうは、評価を入れるかどうかはまだ決まっていないということもある。あくまで、その結果について評価を行なうという全般的なもののイメージでやっという改善を目的とした概念で、条例の見直しのところは具体的なものになるので、取り組むべき事項というのは、先ほども言ったように、解説のほうで書くので、その項目を何にするのかというのはこれから議論していくことであるので、その項目については結果を公表するという具体的な取り組みの条文となると思っている。また評価については、議会についての評価はなかったと思うが、候補者の評価というのはある。議員や議会そのものについての評価は今回いれていない。例えば、行政であれば行政のほうで評価についての項目を条文に入れられるかも分からないし、これは、個々具体的なものと捉えている。

藤村委員 ここで書かれている評価というのは、条例の見直しに対する評価というも

のになるのか。我々行政部会のほうでも行政の評価というものが出てきたが、評価ということを出したときに行政や町民、議会とか皆一緒にそれぞれの評価というものが出てくると思うが、そのあたりをどう分けていくの  
がいいのか、ここのなかでも各部会でする評価があって、全体でする評価  
というのは一体どうやって評価するのか、我々のところでも決めかねてい  
るところがある。そういうことからするとここで書いてあるのが、条例の  
見直しということなので、これまでやっている条例がP D C Aでまわして  
いこうという話があったので、その分の評価ということで考えるべきかど  
うかということである。

小林委員 今の質問であるが、先に田島委員から回答があったが、考え方は条例の執  
行状況ということで、いわゆるまちづくりが定まって、そこで新たな取り  
組みがかなり盛り込まれる、これは理論的な部分の条文でもあるが、ただ  
具体的なところも入ってくることも考えられるので、いずれにしても上牧  
町として、新しい取り組みをまちづくり基本条例に盛り込まれた事柄が行  
政、議会、町民とどれだけ実行されているか、基本条例の執行状況、実現  
状況そういった評価をしていこうという意味合いである。  
例えば町民の参画といっても、参画の機会が本当に設けられているのかと  
か、そういった一般的な形での基本条例に則した実行状況の評価という意  
味で我々は考えてこの条文を盛り込んだ。  
最初の評価のところは、基本原則の評価というのは、P D C Aの基本的な  
考え方を議会も含めたいろいろな場面の計画執行のなかで、その考え方を  
取り入れていく。だから前回の議論にも出たが、まちづくりに関すること  
と言えばすべてが関するので、どこまでするのかという話はあるが、実際  
は参画の別案のところ、こういった形の制限というか、枠組みがいるの  
ではないかことが出ているが、総合計画の策定とか主な施設の建設・運営  
とか主要な制度の見直しなどまちづくりの根幹を成す部分についてP D C  
Aサイクルに沿った形の評価を必ず行なうということで、これは条例執行  
状況の評価ではなく、個々の計画であり事業などが執行、監査、評価され  
ているかというこういうような意味合いで二つを使い分けているというこ  
とで理解してほしい。

柄沢委員 この条例を作る委員会が招集された当時の意見のなかにもあったと思うが、  
この条例を作って終わりではないという話が、その時にかなり出ていたよ

うに思う。その条例がどのように執行されているのかというのを確認するのが、先ほども副委員長が言われたように、大勢でこのメンバーでは無理だろうけど、やはり必要なのではないかなというように思う。5年毎の見直しというのは、その結果によってということではないが、見直しがなっていくので、ただ町の評価だけで、あと5年毎にどう見直すのかということ考えたときに、条例を作ってあとは町に任せるということではなくて、どこかでチェック機能を設けていくべきだと私は思う。

議 長 評価についての議論が集中しているが、この評価についての提案であるが、先ほど藤村委員のほうからもあったが、行政部会のなかの条文でも評価の欄というのが出てくるのではないかなと思うが、この評価のところについては、その条文も見合わせながら、もう一度フィードバックする形で詰めていきたいと思う。

条例の見直しと改正についてであるが、あまり特異性のある条例ではないので、皆さんの意見がなければ、これで決まってしまうところがあるが、例えば、5年毎の見直しとあるが、5年でいいのかどうか。「検討しなければなりません」とあるが、「検討するよう努めなければなりません」などそのあたりはどうか。いろいろな意見があれば出してもらいたい。

畑中委員 5年を超えない期間でいいと思うが、私の頭の隅っこにあるのが、こうようにして作った基本条例を、5年間何もしないというのは、ちょっと危ないような気がする。当分の間は毎年やったほうがいいのではないかという気持ちが心の隅にある。これなら良からうということになれば、そこを「5年を超えない期間」という条文改正をしてはどうか。

議 長 ほかに意見はないか。それでは、意見も出尽くしたようなので、条例の見直し並びに条例の改正については、こちらの書いてある内容を骨子として、今の畑中委員の意見も参考にして、こちらの条文案を共通テーマの素案ということで決定したい。評価については、ほかの部会との調整をしながら検討していくということとする。広域連携についての意見は出なかったが、特段意見はないか。

藤村委員 先ほどの説明のなかで、「協力するよう努めます」とあり努力義務みたいな説明があったが、このこと自身は非常に大事で、「努力をします」というこ

とでいいのかなと思う。この「努めます」ということは、しなくても別に努めたけどできなかったということで終わってしまいかねないので、この辺りを「協力するよう進めます」とかもうすこし強い表現で書いてはどうか。

議長 例えば、「協力しなければなりません」とかになると思うが、それについて意見はないか。

田島委員 広域連携というのは、これからどんどん財政が厳しくなるなかで、いくつかの自治体が協力してやるほうが財政の面でも望ましいと思うが、先ほども言ったが、上牧町だけがしたいと思っけていても、ほかの自治体にもそれぞれ事情があるので、思うようには進まないで、努力目標として留めておかないといけないと言われても、できない場合もあるのではないかというのが実情ではないかと思う。

議長 協力を呼びかけても協力してくれなかったらいけないからということでの意見であるが、協力を呼びかけて駄目でも、こちらは協力しているということにはならないのか。やはり相互に協力し合わないといけないということであるのか。何か意見はないか。

では、今の内容で「協力をするように努めます」、なぜ「努めます」というようになったのかは、具体的に説明書きをしてみて、これから住民の皆さんと話をしていくと思うが、意見を募りながら進めていきたい。この委員会のなかでは、この条文の形で進めたいと思う。

それでは、今日は条例の見直し・改正、他の自治体との協力連携に関する素案の説明をしてもらったので、こちらについてはこれで終わりにしたいと思う。

続いて、前回に引き続いて前文の話があったが、前文というのは、ほかの自治体を見ても全く同じものがなく、あるところとないところもあり、広く意見を募ったうえで作っていききたいのだが、全ての意見を取り入れて前文を作ることはできない。そのなかで皆さんの意見を広く求めながら、最終的には一つの前文を作っていききたいと思うので、前回、前文について意見を言っていたかなかった方も含めて広く意見を募った後、少し休憩を取りたいと思う。では、前文について、忌憚ない意見を出してもらいたい。

・・・(沈黙がしばらく続く)・・・無いですか?・・・では、前回、案1、

2が出た。それをふまえて自身の考えを、今後前文を誰かに作ってもらうことになるのでその参考として、一人ずつ順番に言っていただきたい。(以下、座席順に、議長が指名してゆく)

井尻委員 前文が必要かどうかということで意見を言わせてもらおうと、前文はあったほうが良いと思う。この案1、案2の全体の印象であるが、文章が長過ぎると思う。特に案1の第1章の始まりは、あえて必要ではないのかなと思う。表現するとしても、町の生い立ちは3行程度に収まるほうが良い。大きな方向性とすれば、将来に向かっての展望あるいは夢を語れるような内容がいいのではないかと考えている。

小田委員 前回にも議論があったが、特に案1に出ている財政問題等の生々しい具体的なところについては、解説か資料できっちり整理してもらえたらと思う。具体的な前文としては、案2の第1段と最後の「私たちは・・・」のところの二つと、その間に将来展望を入れていくような形で収まればというように思う。繰り返すが、財政等の問題は前文に入れるべきではない、ただし、解説等できっちり抑えておくという考えである。

柄沢委員 前回のときも言ったが、前文が長いという意見については私も同意見である。町の歴史等についても、これまでも町政要覧とかにも載っているので、もうすこし短くしてはどうかと思う。財政問題については、前文に入れなくて、解説等に入れるという意見も出ているが、私もどこかで入れたいという気持ちはある。また、少子高齢化や人口が増えて税収が増えるといった内容については、同じような状況の町がいくつもあるが、上牧町がなぜこういう状況になったのかということを知りたいというのは重要なことではないかと思う。これから25年間大きな負担を住民に強いことであるので税金を納めてもそれだけの行政サービスを上牧町の住民は受けられない。それがないと住民要求がどんどん出てくるわけである。同じような状況なのに、あそこはできて、うちは何でできないと思うので、やはりどこかで明記する必要があると思っている。将来展望を入れるというのは非常に良いことであるが、前に作ったマスタープランは絵に書いた餅で読んだら楽しくなるようなものであったが、では、この町がどこに向かって進むのかということが、内部にいる人間でもあの文章を見てもその先が見えなかったの、やはり住民の方には分かるようなことを書くのが

必要だと思う。

木村委員 私の基本的な考え方であるが、常に町民の意見を入れていく、くみ上げていく、また条例を作ったらいい、あるいはこの条例に従っていけばいいというのではなくて、常に改廃して、新しくしていき、そのなかで自分たちが受け入れていくということで、私たちが考えて作り上げていくというような文言が入っていたらいいと思う。

小谷委員 私は議会部会のなかで、この前文の案を作成するにあたって、いろいろな意見を交換しながら作成していたので、今さら自分の意見というのは、出してしまった後という感じであるが、皆さんは前文（案）が少し長いと言っているところは、実感として感じている。  
私が良いと感じている文章が、案2の最後の3行である。この「過去を忘れるのではなく・・・」というところをもう少し具体的に書いた形で盛り込んでもらいたい。

田島委員 私がここに引越ししてきたのは、ちょうど5年前になる。そのときに町長選挙があり、今中町長がこの基本条例を作成すると謳っていた。私が興味を持ち出したのは、何故こんなところに来てしまったのかという思いから出発しているので、その思いというのが一行も無くなってしまうと、私は苦勞して何をしているのかということにもなるので、全部の意見をこれで埋めてしまうというのは少し重いと思うので、解説等で書くにしても一行なりともその出発点というのは残してほしいというのが個人的な意見である。

西田委員 議会部会でも意見を言わせてもらったが、一つは前文というのは、見開きになり1ページ目になるので、誰が読んでも理解できる分かりやすい文章というのが第一の意見である。この前文はあくまでもたたき台であるので、一応という形でこのまま出させてもらっている。ここから作り直していくという部分であるので、それはこれでいいのかなと思う。  
もう一つは田島委員も言ったが、上牧町のまちづくり基本条例なので、ほかの町とはまた違った理由というか、この町だからこそこういう理由でこうなったとか、こういうふうにしていきたいとかを少し盛り込まれてもいいのではないかと思う。早期健全化団体に陥った団体が作る基本条例だと

いうことを念頭においてもいいのではないかと思う。また、それを前文に盛り込んだほうがいいかどうかというのは結論を出せないが、触れといてもいいのではないかと私は思う。

畑中委員 案1と案2があるが、私も読み比べて案1のほうに賛成したいと思う。全体的に長いという印象がある。乱暴なことを言うが、半分の長さに縮めてほしいが、書いてあることはそのまま残してほしい。非常に無理を言うようようだが、最初の西大和ニュータウンとかの固有名詞は取って、早期健全化とか土地開発公社とかは残すことにして、解説でしっかりと説明するというやり方で、半分に縮めて分かるようにしてほしいと思う。

藤村委員 私は、案2の1、2、4、5のパラグラフを残して、これをメインに前文にして、案1に書かれているいろいろな課題については、解説のなかにきっちり書くということでもいいと思う。せっかく皆さんから提案を出された意見を集約しているので、是非何らかの形で残しておくべきだと思う。ただ、前文ということで掲げるのであれば、あまり細かいことを書くのではなくて、将来を見据えた形のものであってほしいと思う。

山中委員 第3の案として出したいということで、一部を読まして（＝読み上げさせて）もらったが、もし委員の皆さんがよろしければ、その書いたものを本日持ってきているので、それを読んでもらって、私の意見に代えたいと思う。よろしければ配らせてもらいます。案1や案2よりは、かなり短く、簡潔にしているつもりです。それから足立委員が言われた決意のようなものを最初から盛り込んでいる。よろしければ配りたいと思う。内容は前回言ったのと同じである。

議 長 その配付物については、休憩時間に配付してもらおうこととする。

山原委員 私もこの前に言ったと思うが、過去の経緯を解説書のほうに詳しく書いた方がいいのではないかという話が出ていたが、私は前文が大事だと思う。やはり条例を見たときに一番に入るのが前文である。この委員会の気持ちを読み取れるのが前文だと思うので、解説書に詳しく書くのはいいが、前文にこの過去の経緯ははっきり謳っておくべきだと思う。

ほかの市町村の条例を見たが、上牧町の特異の例でこうなったのだから、

その辺をきっちり書いて後世に残すべきだと思う。

三浦委員 単純に言うと、町民部会の皆で決めたのが、案1、案2の最終のところだと思う。このなかで、どちらの案も「過去の過ちを二度と繰り返すな」、案2では「過去を忘れず」とこれが前文に入っていれば、何のためにこの条例を作るのかということが、ある程度住民に分かると思う。これを前文的に書いていけば、誰かが責任を取ったのかということが浮かび上がってくる。しかし、誰も責任を取っていない。議会も行政も町民も取っておらず、また繰り返すだけである。そうであれば前へ前へと見つめていこうと思っている。

藤井委員 私は基本的には、案2の内容を盛り込んでいったらいいのではないかと思う。議会部会のなかでも話をしたが、文章の長さの問題についてもはなしをした、例えば、概算であるが日本国憲法が660文字で収まっている。生駒市の条例では870文字ぐらいである。この案1は1100文字ぐらいで、案2は1000文字ぐらいである。こういうことで、日本国憲法を基準にしてそれに近い形でいいのではないか、またそれより少ないのが本来であると思うが、いろいろな問題があるからそれを前文に残すとなれば、多少超えるぐらいはやむを得ないと思っている。基本的には、あまり過去のことを前文には盛り込まなくてもいいのではないかと思う。皆が分かっていることでもあるし、ただ、これからの人が見た場合に分からないということであれば、それを解説のほうで詳しく述べるということ、同じ過ちを繰り返さないような施策があるのではないかと思うので、そこらをうまく組み合わせればもっと短くなるであろうと思う。

梶野委員 藤井委員が言ったように、過去のことをどうのこうのと言うが、私もこの上牧町に来て40年になるが、村のときから始まったのだが、そのときのことを懐かしく思えるような、その頃があったから今があるのではないかということもあるので、案1の始めに書かれていることも必要ではないかと思う。また新しい上牧町というのも大事だと思う。案1も案2も大事な案であるので、残すべきところをしっかりと抑えて前文にしていったらいいと思う。

西野委員 生駒市の前文を参考に見たが、特にこの前文の長さは気にならなかった。

しかし、生駒市の条例に対する捉え方と上牧町の捉え方の中身が違うと思った。内容についてはある程度いろいろな問題を盛り込んでもいいかなと思ったが、個人的に考えると、町制になったときに在原元町長が発刊した上牧町史を見ていると、このなかに前文のような文章があり、案2の内容に似ていて、あの頃はこうだったと参考にしている。個人的には案2のほうがいいと思う。

平嶋委員 私は、PTAの代表ということでこの委員会に入らせてもらったが、なぜ私がこの委員会に入ったかという、やはり子供たちにこの条例が分かりやすく伝わるようにということで入ったと思う。そのうえでこの条例を見たなかで、私たち大人が子供たちに対してどういう上牧町づくりをしていくのかということをごをここで謳われていると思うが、案1のほうの「無関心であった」や「過ちを犯した」は一体だれがしたのか、子供から言わせるところに住んでいる、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん皆が無関心だったからこんな町になったと言われる要素がここにはたくさんある。自分の罪の意識から逃れるわけではないが、個人的には案2の最後の3行を一番に謳ってもらって、あとは解説でいいのではないかなと思う。この文章を読んで子どもが分かるかなという気がする。私が一般の主婦という立場で平均と考えたら、ちょっと難しすぎるのではないかなと思う。子どもにも分かりやすいというのが最初の目標であったと思うので、最後の3行で事は足りるのではないかなと思う。

辻 委員 私も平嶋委員の意見に同感である。上牧町の条例づくりは誰が読んでも分かりやすい文章であったほうがいいと思う。私も難しいと思うので、子どもたちにはもっと難しいと思う。いくら良い文章を書いても絵に描いた餅では駄目だと思う。やはり皆でまちづくりをするという基本を大切にしてほしい。

植村委員 前回は話をしたが、やはり前文というのは、一番始めに出てくるお誘いの文章になるので、これから町民、議会、行政の三者が手を取って前に進んで行こうというポジティブなものにならないと過去の問題があったからというマイナスからスタートするものでは苦しいとだろうと思うので、どちらかというと案2のほうで財政問題等についてはできるだけ触れずに、これから三者でどう未来をつくっていくということの位置づけにしてほしい。

パートナーシップというのは、信頼がないと始まらない。住民の立場で何かを断罪するようなことが少しでも入っていたら良くないと思う。

先ほども言われていたが、個人的な意見としては、上牧町のいろいろな問題に対して持っているが、あえて前文には入れないというものの品の良い前文になるのではないかと思うので、前向きな感じで進んでほしい。

東 委員 この委員会が設立されて、上牧町のまちづくり基本条例を作ろうという基には、町長の思いのところは、過去の誤ったものは、今後二度と起こさないためにどうするのかという思いが、一番にあると理解している。

私は、案1のほうである。なぜかという、「本来は、町当局の行政執行を議会が適切に監視することにより・・・」という点で、ここではかっこいいことが述べられているが、私の思いは、歴代町長の無計画と思いつき行政がこのような結果になり、それに対して議会は馴れ合い議会であったと、そして町民は無関心であったというのが、私の一番の考えているところである。そしたら自分は何をしてきたのかということであるが、それなりに行政に対する批判もやってきたのは間違いない。これは歴史的な事実であり、議事録を読んでもらったら、そのことが分かると思う。

そういう状況であったことは間違いないので、やはり大人としてこういうことから上牧町の財政破綻を招く状況になったということをもちづくり基本条例のなかで改めて住民、議会、行政が情報共有し参画、協働しながら進めていくという前文になれば、より良いものになるのではないかと思う。しかし、皆さんの言う案2の最後の3行も非常に魅力的であると考えているので、うまく合わせてもらったらいいと思う。

小林委員 皆さんの意見を伺って、一つは体裁の問題で、もっと分かりやすく、短く簡潔なものにとういうことについては、私もそれでいいと考える。

もう一つは、上牧町の固有の事情、要は財政破綻寸前に陥った、そういう状況を本文で述べるか述べないかということで意見が分かれている。述べると、「暗くなる」、「後ろ向きになる」といったイメージを持っている方がいるし、一方では述べるべきだという意見のかたもいる。私の意見としては、子どもさんという意見もあったが、上牧町の有権者になぜまちづくり基本条例が必要なのか、何のために住民が集まって、2年、3年かけて議論をして、案をまとめるのかということを理解してもらいたい。明るい話は結構だが、それだけではなかなか住民には理解してもらえないのではな

いか。前にも言ったが、執行機関と議会の二本柱で運営してきた地方自治体が回らなくなってきたということで、大きな問題（財政破綻など）を引き起こしている。先ほども東委員が言ったが、思いつき、無計画の町長・執行機関と馴れ合い議会という話があったが、実際長年に渡ってそう言ったことがあった。その結果、財政はこういった状況になった。しかも健全化団体から脱却したとしても、まだこれから25年間に渡って50億円の借金を負担するわけである。毎年2億円、金利を含めて3億円ぐらいを返していかないといけない。要は住民サービスの部分でできるサービスも削らないといけない。こういった話は、済んだ話ではなくて、これから25年に渡って続くということは、先ほども申し上げたが、上牧町の固有の事情。そこに住民が加わって、知恵や汗を活用した新しい町を運営する形をつくらないといけない。極端に言えば、夕張市に近い状況であるということを知ってもらわないといけないと思う。だらだら書く必要はないが、書く必要はあると思う。また、解説に書くという意見があったが、私も詳しく書いたらいいと思うが、ただ、解説書はいつまでも本文とセットで読まれるかというところではないので、当初はセットになっているだろうが、月日がたてば本文がメインで判断されてくると思うので、毎年3億円近い借金をなぜ返すのかということを経験だけに委ねるのはどうかと思う。本文にはある程度書く必要があり、解説書にはより詳しく書けばいいと思う。そのうえで、基本条例ができたということで、いろいろな場面で住民の皆さんに説明し理解していただくことが必要だと思う。先ほど、平嶋委員、辻委員から意見があったが、子どもにも分かりやすくというのは当然考えないといけない。しかしこの条例は子ども向けに作ったものではない。当然大人に読んでもらう条例である。あまり優しい言葉ばかりで条例の体を成していないということではいけないので、まずは、大人の住民がまだまだ無関心というか、町の実態がどうなっているのかということを理解していない方が多い。だから必要最小限の言葉、熟語も必要であると思う。解説にはそういった内容も書いたらいいと思うが、全部が全部子ども向けに読んで分かってもらうものではない。日本国憲法でも子ども向けに書いたものではないので、あまり子ども向けにする必要はないと考える。

遠山委員 たたき台というものは長いものだと思う。長くなかったら短すぎといわれるので、長いのを短くしていくという意味では、決して長い方がいいという議会部会ではないと思うので、そういうなかでどれを絞っていくかとい

う意見では、短めという意見が多かったので、短めになるのかなと思う。そのなかで、具体的な内容を前文に入れるか入れないか、解説書に書くのかということは、三者三様でおそらく結論は決まらないのではないかというぐらいの話であるので、ではこれをどう決めるのかというのは思案のしどころである。

私は、前文は簡単にすべきだと思っている。これから25年間借金を返していく世代として、30年後にもこの前文があり、その30年後に25年間返し続けることを書くことが必要なのかどうかというのもある。なぜ皆さんが無関心であったのが、20年、30年前に現役世代であった皆さんが無関心であったというのは、興味がなかった以前に知るすべがなかった。知る方法がなかった。それをいかに前文でクリアするためには、先ほど子どもの話があったが、逆に子どもが分かるぐらいでないと思っている。難しい言葉でもいいが、極端な話であるが中学校3年生にきっちり説明できるぐらいの前文を作るべきではないかと思う。私の理想は、前文の最初に太字で「上牧町には忘れてはいけない過去があります」と書いて、そこから先に未来のことを書いていく。過去については解説書に詳しく書いていく。なぜそんなことを言っているかということ、ある程度のことは書かないといけませんが、一委員の意見であるが、ある程度のことは足りないと思う。もっともっと書かないといけないと思う。さっきの25年の話もそうだが全文を中途半端に書くのであればいらないと思う。どうせならばしつと書いてほしい。びしと書くには短めという話から矛盾してくる。そうなってくると忘れてはいけない過去があるということを前面に出して、過去については詳しく、それだけの冊子があってもいいと思うぐらいの内容の前文にしてほしい。その解説書が具体的に子どもたちに解説できたらいいと思う。子どもたちも25年後には大人になり、借金を返していく世代になる。日中一番いるのは、年配の方、次に子どもたち、現役世代は家にいないので、基本的に上牧町のことをもっとより良く伝えていきたいのは、子どもたちで上牧町は良いところだと思ってもらえるところに残ってくれるわけであるから、それを親に伝えてくれたら、なお良いのではないかと思う。

議長 皆さん忌憚のない意見を出してもらったが、まとまる部分やまとまらない部分があると思うが、ここで10分間の休憩をとり、残り40分程度になるが、残りの話をしていきたいと思う。

－ 休 憩 －

議 長 それでは時間となったので、後半に入りたいと思う。  
山中委員のほうから資料を配ってもらったので、説明をお願いしたい。

山中委員 これは前回、半分以上読みしてもらった分である。  
なぜこの条例を作るようになったのかというスタートラインをきっちりと書いて、そして将来のための決意を後半に書くという構成にしている。それからもう一つの特徴は、信託、負託という言葉をしかりと住民の頭の中に叩きつけてほしいということである。そのなかには当然、住民としてのただ選ぶだけではない、住民としてのあり方というものがあると思うので、この三つの構造をしかりと頭に入れて今後の町政のあり方、さらには、もう一つ裏のほうに町政のあり方を抜きにしてまちづくりを語ることは餡子の入っていない鯛焼き、前はドーナツと言ったが、その後、餡子の入っていない鯛焼きに変えた。ある人と話をしていたら、こういったことを言ってくれた。「ああ、なるほど、それは餡子の入っていない鯛焼きやな」とその住民(=10行目のある人)が言ってくれたので、くれたので、そのままいただいている。餡子の入っていない鯛焼きと同じようなものであると思っている。

だから、どういう町政であるのかというあんこを、しかり作っただけでまちづくりを考えていかないと、これまでのあり方をそのままやっているのであれば、すかさず鯛焼きになってしまうと思うので。特に一番大事なことは、第3案に書いている2段目であるが、「主権者である住民のほとんどが知らないままに」と私は非常に重要視している。前回は言ったが、住民が知るきっかけとなったのが、北海道・夕張市である。北海道・夕張市の報道があっても町はまだ黙りを決め込んでおいた。逆にインターネットによって住民が知って、町のほうが腰をあげたという感じで、もし夕張市の問題がなかったらいつまでもほっかぶりしていたと思っている。であるから、町政ということは、住民がきちんと知ることが前提だと。知るということは、住民が信託して負託された方たちをしかりそのようにされているかどうか判断する、判断するための前提条件である。これは住民が主体的に判断しないといけないことであって、他人が説明してくれることを受け売りで鵜呑みにしてはいけないという意味である。これはず

つとこの委員会で最初から言い続けている。ですから、情報の共有ではなくて情報の共有の前提となる情報の公開・開示、そこをしっかりと押さえてほしい、押さえていきたい、ということはずっと繰り返し言っている。が（＝しかし）、それがなかったら、隠されたままの状態でも共有しても意味がないということである。

議 長

こちらのほうを資料として受けたいと思う。

それでは、前文の話であるが、皆さんの意見がでたので、これを次にどうしようかということである。前文についてたたき台を作ってもらって、皆さんの意見を踏まえた修正案を作っていかなければならないが、その修正案であるが、ここで提案であるが、一行ずつ修正していくと終わらないと思うので、誰かにもう一度修正案を作っていたらいいかといけな。それを誰にしてもらおうのかということがあったが、議会部会にたたき台を作ってもらったので、違う部会でということもできないので、各部会の代表が集まった調整会議があるので、次の委員会まで2週間という短い期間でどの程度できるかは分からないが、次の委員会までに修正案を皆さんに提示して意見を募りたいと思うが、承諾してもらいたい。（異議なしが多数）  
ということで、前文については、今日あった意見の基に調整会議のほうで話し合いをして次回8月6日で提示できるように調整会議のほうで努力していきたいと思う。

もう一つ前回残っていたものがあって、共通テーマのなかでの総則、基本原則、基本理念と前回させてもらったが、全体会用の条文つづりのなかで、案1、案2と総則と基本原則が分かれているものがあるが、基本原則を総則に入れるかどうかという議論があったと思うが、こちらについても一度思い起こしながら意見等を募りながら、今日は共通テーマの検討を終わりにしたいと思う。何か意見はないか。

田島委員

前回の案1、案2の説明のときに言わせてもらったが、この総則に入れる入れないは、これは全条文が出てから俯瞰的に構成を考えるときに決めればいい話であるので、今回は基本原則に何を入れるのかということだけを検討してほしいと言ったつもりなので、できれば総則に入れる入れないということは最後で良いのではないかと思います。

議 長

では、そういう形で進めたいと思う。ということで内容については、基本

的に私の記憶のなかでのメモでは、総則についての異論というのは、特段なかったと思う、町民の位置づけについては、町民部会の条文を踏まえてもう一度再検討していこうという話になったと思う。それと内容についてであるが、基本原則に書いてある内容と総則に書いてある内容についても少し話し合いをして決めていきたいと思う。

小林委員 田島委員のほうから、基本原則のところの案1と案2の内容の違いみたいなものを説明してもらったほうがいいのではないか。

田島委員 共通テーマ（基本原則）についての説明（別紙参照）

議 長 今の説明で、基本原則を第2章にする場合であれば、案1の（3）の説明責任という欄がないわけである。案1にして、総則が第1条、第2条、第3条のところに基本原則を設けて、（1）から（5）にしてこういう形で説明していく。どちらのほうの方が分かりやすいし、読みやすいかという意見であった。意見の中にはどちらでもいいという意見もあると思う。

小林委員 案1というのは、総則に入れるか、別に章立をして同じことを条文にして書くか、二つの方法があると田島委員から説明があった。もう一つは、案1の考え方は、だいぶ前に議論を全体会でしたことがあって、要はP D C Aということ意識した並びになっている。最初は情報の共有から始まって、町民が参画をして、一方議会や執行機関は職務を誠実に遂行するとともに説明責任も果たしてもらいながら、そして、4番は町民、議会、執行機関の3者が協働して、まちづくりを行なう。最後にその結果を検証・評価しようというような、ある種P D C Aの流れをこういった形で表現をし直しているというところが一番の違いで、おそらくこんな形の基本原則はどこの市町村にもないと思う。かなり独自性がある表現だと思う。

案2のほうは、どちらかというところと情報共有とか参画と協働、評価は新しいが、その他の部分はどこの自治体でも入っている。そういうようなことで、念頭において、考えてもらったらいと思う。

遠山委員 全体像を想像しないとなかなか難しいし、実際にできてみないと分からないということもあると思う。

どちらが分かりやすいのかというと、案1のほうの方が分かりやすいのではな

いかと思う。決して強要ではなく、私の意見である。条文も少なくなるし、簡潔にまとまる内容になってくるし、「まちづくりは、次に挙げる基本原則により行ないます」というのが、章立てにすると、それを入れられない。章の説明ができないので、(1)から(5)とあったほうが、基本原則はこれでやるということが分かりやすくていいと思う。

議長 意見がないようであれば、これについても文章化をしないといけない。そこで作業をしてもらう方を募りたいと思っていたが、議会部会というわけにもいかないし、他の部会ということにもできないので、調整会議の方がやりたいわけではないと思うが、部会長が集まっているということもあるので、皆さんの意見も吸い上げやすいということもあるので、これについても調整会議の皆さんでお願いできたらと思っているが、委員の皆さんの異議はないか。(異議なし)

総則、原則、その他条例の見直しについては、素案から案に格上げ、もしくは骨子になるか分からないが、条文としての形を調整会議のほうで作成する。

今日の議事については以上になるが、次回の8月6日13時30分に開催させてもらうが、内容が共通テーマの素案完成になっている。今の話で、調整会議のほうでかなりの労力になると思うが、どの程度できるか分からないが、前文の修正案並びに共通テーマの素案を完成のうえ、皆さんに提示させてもらい、ある程度完成させたいと思う。皆さんは全体のスケジュールをお持ちだと思うが、8月6日と22日までで、共通テーマの素案完成というのがあるが、少しでも前倒しをしたいという理想があり、できれば22日ぐらいに各部会の条文をやっていききたいと思うので、皆さんのご協力をお願いしたい。ほかに何か意見、質問等はないか。

山中委員 3. その他であるが、前回、議事録について委員長のほうから発言があって、それに対して提案がある。時間を簡単にするために書いてきたので、これをそのまま読ませてもらう。

<今後の全体会議事録に関する提案についての説明>

とりあえず、次善の策について、本日は皆さん方の賛否をお聞きしたいと思う。

議長 私のほうから答えるのは難しいが、事務局のほうから何かないか。

事務局 今のご意見の中で、事務局の手続きとして、3番の今後への提案ということで、従って次善の策を提案するということであるが、自分の発言については必要に応じて更なる圧縮要約をおこなって整理し、それを修正し事務局に提出するとあるが、これは二度手間にあると思う。その前にたいへんな労力、エネルギーが必要であるという認識の下でこういった意見を書かれているので、これは事務局に対してもたいへんな労力を要することになると思うので、この辺については一考をお願いしたい。

小林委員 今の話を伺って、山中委員としていろいろ考えて、事務局に負荷がなるべく軽くなるようなことを考えながら提案されたと思うが、事務局の外川部長の話であると、そうならないのではないかという話もあったが、もう一つ気になるのが、この提案で次善の策として提案されているが、今言ったような自分の発言について圧縮・要約を行なって、整理をして、それを事務局に提出するということは議事録とは言わないのではないか。単なるテーマに関する意見集みたな形で、要は、委員会内で出た意見を全員が正確に覚えていればいいが、そのときに言わなかったようなことも要約するときには、自分が言ったということで書くかも分からないし、それではなかなか難点があるので議事録にはならないと思う。同時に各自が自分の発言を要点筆記して出したものを並べてみても、全体の流れが分からないので、その点からも議事録としては相応しくないということになるので、要は、議事録でないものでもいいというのであれば、こういった方法もあると思うが、そうではなくて、議事録を作るというのであれば無理であると思う。だから事務局に負荷がかかるが従前のような今の形で作ってもらうか、若しくは要点筆記のようなもので留めておくかのいずれかであると私は思う。

山中委員 今、事務局の外川部長と小林委員から発言があったが、論旨を正確に理解してもらいたいのは、これは全員についてそうしてほしいというふうには言っていない。あくまでも修正分についての話である。であるから、これまでのやり方をがらっと変えるということではない。前回、前々回の修正を多分ご覧になって調整会議ではこういう意見が出たと私は推測している。当然言ったことは覚えていない。ただ、言った要旨は覚えているので、それを逐語的に事務局がおこしてもらった原稿を読んで、ここはこんなふうにまとめたほうが分かりやすくなるのではないかと修正する本人がその部

分についてだけやればいいことであって、全員がやるという意味ではない。であるから、そういうやり方をすれば事務局のほうも負担が少ないだろうと当然なってくる。つまり、「こんなふうに修正してください」と「こんなふうにまとめたので、こんなふうに修正してください」と原稿を事務局に渡せば、事務局はそれを打ち直すだけでいいわけである。今の逐語的なやつをやろうと思ったら、もう一回テープを借りて聞き直さないと非常に修正するほうもやりにくい。「ここらについては、どうも文脈の流れがおかしいのではないか」とか、「どうも続き具合がおかしい、言った内容もきちんと捉えられていない」というときに、修正が初めて発生するのである。今のやり方にのっかって、さらにその改善策を、部分的な改善策をという意味である。つまり、前回、委員長は逐語記録であるから、さらに圧縮しないでほしいという趣旨のことを言ったと思う。というのはここ2、3回、私はずっと、事務局にクレームをつけて以来、ずっと圧縮して要旨を書いて修正を出しているので、多分そのことをつかまえて言っていると思う。私はそれでいいと思う。でないと、1回、1回、今度は修正しようと思ったらテープを借りて逐語的にやり直さないといけないわけである。であるから、前回はその言葉どおりにやってほしいというふうに委員長は言ったので、それについて私は異論があるので、こういう提案をさせてもらった。何も発言しない回はそれでいい。

藤村委員 今、議事録は通常、議事録を出してもらって、個人がそのまま事務局に修正してほしいということで出すのではなくて、この場で、「このときの発言はこうだった。だからこういように直してほしい」ということをこの場で言ってはじめて、皆さんが了解すれば直せばいいことであって、個々で全部を事務局にやっていったら、事務局もたまったものではないと思うので、私は基本的にはこの場で、「このときの発言は、私はこういう趣旨であった、だからこの議事録をこう変えてほしいけど皆さんいかがですか。」という、ここで採決してもらいたいと思う。

議 長 賛否を求めるとあるので、賛否を採ろうと思うが、私がここで話をするともまた議論になるかも分からないが、圧縮を求めているわけではなくて、訂正文を見たときに、例えば、「前文以外はいい」というのを「前文だけでいい」と訂正している。これは聞き間違いであればいいのだが、そうでなければ、趣旨の撤回になるので、藤村委員みたいな話で、前回、私は「前文

以外はいい」と言ったが「前文だけでいい」と修正してほしいということをしないと議事録は修正すべきではないという意見であった。自身が発言を個々にまとめて提示すると、それは議事になっていないので、議事録として認められないということ踏まえて、逐語的記録ではなくて、要点筆記でいいのではないかなど、3回、4回の委員会で6、7時間かけて決まったので、今回はそれでいくべきではないかと思うから、訂正はお願いすると話させてもらった。

最後に調整会議の話が出ていたが、誤解がないように話をするが、確かに足並みをそろえるということが調整会議のメインの目的であるが、それ以前により良い委員会進行のために、どういう形で皆さんの意見を吸い上げられるか、どういう形で事務局の負担をなくせるか、どういう形で早期に良い条文ができるかということを考えるのが調整会議である。その会議のなかで発言が出たということだけは、真摯に受け止めていただけたらと思う。決して把握しているだけで、はいしゃんしゃんで終わりの会ではない。各部会の話も聞くし、そのときにこんな話があったということも聞く。ということだけはご理解いただきたい。

賛否の求め方ではあるが、私なりに判断させてもらって、現状のままいく逐語的記録ということであるが、現状のままいく議事録、私のほうで話をさせてもらったように、藤村委員の話でもあったが、基本的には議事録は議事録なので、そのままいくというのが1案で、もう一つは、発言者の判断で自分の発言について必要に応じて圧縮、要約をして事務局に提出するというような形の2案を皆さんの決を採りたいと思う。

それでは、1案、2案のどちらかに挙手をお願いしたい。(決の結果、1案に賛成多数)

1案に賛成多数ということで、現状どおりでいかせてもらう。それでは、山中委員の賛否を求める決は、これにて終わりにしたいと思う。

定刻となったので、そのほか意見等がなければこれで閉会としたい。

※次回は、8月6日(月)、8月22日(水)、いずれも午後1時30分から役場3階委員会室で全体会を予定している。